

大雪による農産物等の被害を受けた方へ

(令和6年12月以降の雪害による令和7年度市税等の減免(免除)申請について)

【農産物等被害証明書の交付後の手続き等】

大雪によるりんご樹や農産物等の被害によって、市税等の納付が困難となり、減免(免除)や徴収猶予の申請をする方は、りんご課から交付した「農産物等被害証明書」が必要になります。

- すでに納付された市税等については、減免(免除)の対象となりませんので、市税等の納税通知書・納入通知書が届き次第、各申請窓口で手続きをしてください。なお、手続きをしても、必ず減免(免除)となるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

市税等の減免(免除)や徴収猶予の申請をする際に必要な書類は次のとおりです。

減免(免除)の申請に必要な書類等

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 農産物等被害証明書 | <input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーがわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 納税通知書または納入通知書 | <input type="checkbox"/> 農作物共済等の書類
(契約内容がわかるもの) |
| <input type="checkbox"/> 減免等申請者本人を確認できるもの
(運転免許証など) | <input type="checkbox"/> 過去5年分の農業収入がわかるもの
(確定申告書の控えまたは市民税・県民税
申告書の控えと収支内訳書等) |
| ※代理人が申請する場合は代理人本人
を確認できるものも必要 | |

上記のほか、市税等の種類によって必要な書類が異なる場合があります。くわしくは、申請窓口の担当課へお問い合わせのうえご確認ください。

市税等「担当課(問い合わせ先)・納期・納期限」一覧表

申請窓口	市民税課 (市役所市民防災館2階)	介護福祉課 (市役所前川本館1階)	国保年金課 (市役所市民防災館1階)
問い合わせ先	市民税第二係 ☎40-7025 市民税第三係 ☎40-7026	介護保険料係 ☎40-7049	国保保険料係 ☎40-7045 後期高齢者医療係 ☎40-7046
納付書等 発送時期	令和7年6月10日	令和7年7月14日	令和7年7月14日
区分 月別	市民税・県民税 ・森林環境税	介護保険料	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料
4月			
5月			
6月	1期(6/30)		
7月		1期(7/31)	1期(7/31)
8月		2期(9/1)	2期(9/1)
9月	2期(9/30)	3期(9/30)	3期(9/30)
10月		4期(10/31)	4期(10/31)
11月	3期(12/1)	5期(12/1)	5期(12/1)
12月		6期(1/5)	6期(1/5)
1月		7期(2/2)	7期(2/2)
2月	4期(3/2)	8期(3/2)	8期(3/2)
3月			

※各納期は、普通徴収の方法により徴収する場合の納期です。

() 内は納期限で、口座振替の場合はこの日に振替されます。

それぞれの納期限までに納付することが困難な場合は、収納課へお早めにご相談ください。

収納課(市役所市民防災館2階 ☎40-7032、40-7033)

上記のほか、国民年金保険料の免除については、国保年金課国民年金係(☎40-7048)、

農産物等被害証明書については

弘前市りんご課企画推進係(市役所前川本館3階 ☎40-0482)へお問い合わせください。